

広島県教育委員会訓令第4号

本 庁

地 方 機 関

県 立 学 校

学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、広島県立教育センター、広島県立少年自然の家」、「、広島県スポーツ会館」及び「これらの施設に」を削る。

別表第三中

を

| | |
|--|--------|
| 広島県立教育センターに宿泊する場合 | 一、八六〇円 |
| 広島県立少年自然の家、 国立青少年交流の家又は 国立青少年自然の家に宿 泊する場合 | 一、六五〇円 |
| 広島県スポーツ会館に宿 泊する場合 | 五、三六〇円 |
| 広島県自治総合研修セン ターに宿泊する場合 | 二、八六〇円 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 国立青少年交流の家又は 国立青少年自然の家に宿 泊する場合 | 当該施設の宿泊料実費相当額（当該額が条例第十七条に定める額を超える場合には、同条に定める額）に四六〇円を加算した額 |
| 広島県自治総合研修センターが指定する宿泊施設に宿泊する場合 | 七、〇六〇円 |

に改め、同表の備考中「広島県立教育

センター、広島県立少年自然の家、」を削り、「国立青少年自然の家、広島県スポーツ会館」を「若しくは国立青少年自然の家」に改め、「広島県自治総合研修センター」の下に「が指定する宿泊施設」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費の支給に関する規程の規定は、この教育委員会訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。